

システム認証審査 合格事業者の取扱いについて

経緯及び実験の結論を受けた対応

【経緯】

- － 試行期間中のシステム認証審査に合格した事業者の扱いについては、今年度当初、実験の進捗次第で可否を判断すると整理したことから、最終的な判断が必要です。
- － これまでの実験結果及びシステム認証審査パネルにおける審査結果等に鑑みつつ、本日の委員会において最終的な取扱いの判断をお願いいたします。

【システム認証実証実験の結論を受けて】

- － 実証実験の結果を受け、システム審査合格事業者における内部検証結果について、個品別検証方式に比べて信頼性が劣ることは無いと考えられる。そこで、試行期間中については、システム審査合格事業者に限り、既存のCFP検証パネルを経ずにラベル申請を可能とできるようにしたい。

具体的な運用案を、次ページに記す。

運用(案)

試行期間中は、事務局によるCFPラベルの管理が必要であり、また、実験成果の確認のためにも、システムの有効性に関する確認を行うことが望ましい。そこで、以下の通り「CFPラベル使用申請」及び「抜き取りチェック」を定める。

<ラベル使用申請>

- ① システム認証合格事業者は、CFP算定結果・表示方法検証申請書へ記入し、事務局へ提出（個品別検証の「申請書」と「詳細情報」のみ）
- ② 事務局は、詳細情報を形式的に確認し、ラベル使用の可否を事業者に通知
- ③ 事務局は、使用許諾を与えた製品の詳細情報をHPで公表

<システムの有効性に関する継続確認「抜き取りチェック」>

上記ラベル使用申請の際、数回もしくは数製品に1度の割合で「抜き取りチェック(簡易検証)」を実施する。

- ー ラベル使用申請のうち、ある製品について、個品別検証と同じ全ての申請書類(データ及びデータの根拠シート含む)の提出を求める。
- ー 事務局は、提出資料の「PCR遵守性(データ収集項目、一次データ収集項目、配分方法、シナリオ)」及び「二次データ当てはめ」(以上はGHG排出量が重要な点について)、また、「判断事例集への適合性のチェック」、「類似製品との結果比較(段階別CFP値の比較)」を実施する。
- ー 簡易検証の結果、必要に応じて数値の修正及びシステムの是正措置を求める。